

お知らせ 掲示板!

★上士幌町役場 ☎2-2111(代表)
 ★十勝総合振興局(旧土木現業所、旧保健所を含む)
 ☎0155-24-3111(代表)

※お問い合わせに記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。
 ※帯広市及び、帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

◆家賃(収入区分による)
 月額2万7100円~4万300円

【特公賃住宅(ふれあい団地・14区)】

◆入居資格
 住宅に困窮していて、所得(月額)が
 15万8000円を超えて、町が定める基
 準に該当する者

◆募集住宅

I棟2階【平成13年度建設】

2LDK(単身向用) 1戸

◆家賃(収入区分による)
 月額3万3000円~3万9600円

◆募集期間 いずれの住宅も12月1日

(火)~10日(木)

※お問い合わせは、建設課公営住宅担当
 当(☎2-14297)まで

募 集

公営住宅入居者募集

【町営住宅(ふれあい団地・14区)】

◆入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額)が
 15万8000円を超えて、町が定める基
 準に該当する者

【陸上自衛隊高等工科学校生徒】

◆募集資格

平成28年4月1日現在、15歳以上17
 歳未満の男子

◆目標とする資格など

玉掛け技能資格アーケ溶接技能資格
 ハローワークに求職申込をされた求
 職者で、新たな技能・技術を習得し、再
 就職を希望する熱意のある方。

◆受講要件
 (別途教科書代2700円が必要です)

◆受講料 無料

◆訓練期間
 11月2日(月)~12月3日(木)

◆試験日
 11月1日(日)~12月4日(金)

◆推薦試験
 月8日(金)

◆一般試験
 11月1日(日)~平成28年11月11日(金)

◆受付期間
 平成28年1月9日(土)~11月11日(金)

◆選考方法等
 方法 答え合わせ
 日時 12月8日(火) 10時~

◆場所
 帯広職業能力開発センター
 帯広市西22条北2丁目29番4

※お申し込みやお問い合わせは、自衛
 隊帶広募集案内所(☎23-8718)
<http://www.mod.go.jp/pco/obijiro/>まで

北海道立帶広高等技術

専門学院生

【平成27年度緊急再就職訓練(知識等習
 得コース)】

◆募集科目 鉄筋施行科

◆訓練内容

【学科】 鉄筋の基礎知識、工事管理、資
 格講習など

【実技】 工具器具使用法、鉄筋加工作
 業実習、鉄筋組立作業

◆その他 現場視察など

◆受講要件
 (別途教科書代2700円が必要です)

◆受講料 無料

◆訓練期間
 12月21日(月)~平成28年3月18日(金)

◆試験日
 11月1日(日)~12月4日(金)

◆推薦試験
 月8日(金)

◆一般試験
 11月1日(日)~平成28年11月11日(金)

◆受付期間
 平成28年1月9日(土)~11月11日(金)

◆選考方法等
 方法 答え合わせ
 日時 12月8日(火) 10時~

◆場所
 帯広職業能力開発センター
 帯広市西22条北2丁目29番4

②B棟2階【平成12年度建設
 3LDK(世帯向用) 1戸

◆募集住宅
 ①B棟1階【平成12年度建設】
 2LDK-1S(世帯向用) 1戸
 ◆家賃(収入区分による)
 月額2万3600円~3万5200円

◆推薦試験
 日(月)のいずれか指定されます

◆一般試験
 平成28年1月23日(土)

◆入隊時期
 平成28年4月上旬予定

◆家賃(収入区分による)
 月額2万3600円~3万5200円

相談会

「人権週間」特設人権相談所

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっています。お気軽にご相談ください。

◆日時
12月10日(木)
13時30分～15時30分

◆場所 生涯学習センター・学習相談室
◆相談員 宗像静香さん、國光義信さん、佐々木幸枝さん
※お問い合わせは、町民課総合窓口(☎2-4294)まで

まごまな悩みや心配ごとを持つたり、トラブルに巻き込まれたりしたとき、その解決を図るために相談をいつでも受けられるように、全国共通の専用電話が開設されています。

◆「みんなの人権番」
0570-1003-1110

◆「子どもの人権番」
0120-1007-1110
◆女性の人権ホットライン
0570-1070-810

◆相談時間 月曜から金曜 8時30分～17時15分(面接相談もできます。)
※お問い合わせは、釧路地方法務局人権擁護課(☎0154-31-5014)まで

する制度が「北海道苦情審査委員制度」です。

道政に対するみなさん自身の利害に関する苦情であれば、「苦情審査委員」に申し立てることができます。みなさんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対して必要な調査を行い、審査します。

審査の結果、道の業務執行に不備な点や制度上の問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

◆北海道庁「道政相談センター」「十勝総合振興局「道政相談室」
苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。また、ホームページからも申立書をダウンロードできます。
△北海道トップページの右上のサイト内検索で「苦情審査」と入力してから検索をクリックしてください。

◆申立方法 「苦情申立書」に必要事項を記入し、申立窓口に提出してください。また、郵送、ファックス、メールでも申し立てができます。

※お問い合わせは、北海道総合政策部 知事室道政相談センター(〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目、☎011-204-15523、FAX 011-241-18181、メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp)、または十勝総合振興局地域政策部道政相談室(☎26-9017)まで

催し

「書道協会主催 「ファミリー書道展」

(生涯学習フェスティバル事業)
どの作品も力作です!ぜひお越しください。

◆日時 平成28年1月10日(日)～17日(日)
◆場所 生涯学習センター
新館2階ロビー

※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)まで



サークル会員も募集しています!

◆「福祉職場説明会」
未来の自分を見つけよう!
採用予定のある福祉職場の人事担当者と直接話ができる職場説明会を実施します。また就職活動に役立つ応援セミナーも開催します。

◆日時 12月27日(日) 13時～15時30分 (受付15時まで)

◆場所 とかちプラザ1階
ギャラリー・大集会室

◆内容 人事担当者との個別相談、就職相談(25法人参加予定)

※申込不要、入退場自由

年末年始

パスポート申請受付・交付業務

役場は30日まで開庁しておりますが、北海道パスポートセンターが閉庁するため、年内は12月28日(月)までの取り扱いとなります。

申請から交付までの所要日数は、「取扱日のみを数えて14日前後」です。年末年始にパスポートの交付を希望される方は、ご注意ください。

【パスポート申請受付・交付について】

◆申請受付時間 9:00~16:00

◆申請・交付場所、お問い合わせ先

役場町民課 総合窓口・戸籍年金担当

本町に住民登録している方は、原則として北海道の窓口は利用できません。

取り扱いについて、ご不便をお掛けいたしますが、慎重に審査を行います。お時間に余裕を持って手続きをされますようお願いいたします。

ご家族、グループ・団体等で申請をされる際には、事前にご連絡等をいただけますとよりスムーズな申請のご案内ができます。

※お問い合わせは、町民課戸籍年金担当(☎2-4294)まで

固定資産税のお知らせ
固定資産税は毎年1月1日現在の状況により課税されます。家屋に異動があつた(売買や取壊しなど、何らかの事情によって家屋の状況が変化した)場合、役場に届出が必要になることがあります。

お知らせ掲示板!

★上士幌町役場

☎2-2111(代表)

★十勝総合振興局(旧土木現業所、旧保健所を含む)

☎0155-24-3111(代表)

※お問い合わせに記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

※帯広市及び、帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

◆時間	12月27日(日) 11時~12時30分
◆場所	とかちプラザ1階 大集会室
◆テーマ	相談会直前! 応援セミナー「出会いのチャンスを活かそく、増やそく」
◆定員	30名
◆※事前申込が必要です	
◆対象者	福祉職場に関心のある方、学生、福祉人材バンクに求職登録している方
◆参考料 無料	※お申し込みやお問合せは、帯広市社会福祉協議会 帯広市福祉人材バンク(帯広市公園東町3丁目9番地1 ☎27125252)まで

お知らせ・啓発

ひと・まちづくり出前講座

町では、町政等についての説明や学習のため、団体・グループ等のご希望により町職員を講師として派遣する「出前講座」を行っております。

この度、次の制度について講座メニューに追加いたしましたので、ぜひご活用ください。

【追加講座①】

◆講座名 ふるさと納税制度について
◆講座内容 ふるさと納税の仕方や控除の仕組みについて

◆講座名 マイナンバー制度について
◆講座内容 マイナンバー制度の仕組みや活用方法について

出前講座の詳細は、広報6月号、または町ホームページをご参照ください。
※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで

【追加講座②】

年末年始

ごみ収集日程

ごみの分別を徹底し、通常どおり収集日の朝8時までに出してください。

地区	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ
市街	A地区(市街) 12月22日火/12月29日火	12月22日火	12月30日水/1月6日水
	B地区(市街) 12月28日月/1月6日水	12月25日金/1月8日金	1月7日木
	C地区(市街) 12月30日水/1月6日水	12月29日火	12月28日月
農村	D地区(農村) 12月28日月/1月6日水	12月22日火	12月29日火
	E地区(農村) 12月24日木/1月7日木	1月8日金	12月24日木
	F地区(農村) 12月24日木/1月7日木	1月6日水	12月25日金/1月8日金

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

かみしほろ5000本のひまわりの会 より ご協力のお礼

「かみしほろ5000本のひまわりの会」では、今夏、5回目となるフクシマからのホームステイの受け入れを行い、8月1日から22日にかけて姉弟2人が滞在しました。

また、4回目となる秋の農産物のプレゼントに、町内外のたくさんの方のご協力をいただきました。品目は、じゃがいも・大根・人参・かぼちゃ・玉ねぎと豊富で、総量は1,250キログラムにもなり、フクシマの方々からお礼の言葉が届いてあります。

皆様のご協力、
本当にありがとうございました。

【連絡先】

かみしほろ5000本のひまわりの会
事務局 秋田裕夢
☎090-3773-6892



【注意!!】
交通事故などで国保を使って病院の治療を受けるには、届出が必要です！
交通事故など他人から傷害を受けた場合でも、国保の保険証を使い病院で治療を受けることができますが、その際は必ず役場保健福祉課国保医療担当に届出をしてください。

役場国保医療担当に相談なく示談を済ませてしまふと、その後、保険証が使えなくなる場合があります。

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎214295)まで

国民健康保険のお知らせ

交通事故などで国保を使って病院の治療を受けるには、届出が必要です！

交通事故など他人から傷害を受けた場合でも、国保の保険証を使い病院で治療を受けることができますが、その際は必ず役場保健福祉課国保医療担当に届出をしてください。

住民基本台帳の一部の 写しの閲覧状況について

平成18年11月より住民基本台帳法及び、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を公表しています。

の家屋が「登記されているかどうか」に
よって異なりますので、まずはその家
屋の登記の有無をご確認ください。

◆登記されている家屋に異動がある場合
法務局で、対象の家屋の異動につい
ての登記申請をすることになります。

登記内容については法務局から役場の
担当に通知されますので、役場に直接
届出をする必要はありません。

登記の手続きについては法務局(☎24
15837)にお問い合わせください。

◆登記されていない家屋に異動がある
場合

未登記家屋については届出をしてい
ただく必要があります。

A 家屋の所有者が変更になった場合
相続、売買、贈与などで家屋の所有者

が変更になった場合は、「家屋所有者変
更届」に必要事項を記入し、役場に届出
をしていただことになります。

B 家屋を取り壊した場合

家屋を取り壊した後に、「建物取壊し
届」及び、解体業者が発行する「家屋取
壊証明書」等の取り壊しが証明できる
書類等を併せて届出していただく必要
があります。

※登記の有無に関わらず、家屋の取り
壊し後の土地の利用方法により、そ
の土地の固定資産税にも影響がある場合
があります。

1月1日時点の所有者に対して課税
されるため、年の途中で所有者変更や
取壊しがあつた場合でも、その年度の
固定資産税は変更されることはありません

農業委員会等に関する法律の改正によ
り、農業委員の選出は、市町村長が議会の
同意を得て任命する制度となりました。
また、農業委員の選挙人名簿も作成
しないことになりましたので、例年12
月に農業經營者及び農業生産法人に配
布していた選挙人名簿登載申請に関する
ご案内は、今年から配布されません。
※お問い合わせは、農業委員会農業振
興担当(☎214298)まで

農業委員会からのお知らせ

農業委員会等に関する法律の改正によ
り、農業委員の選出は、市町村長が議会の
同意を得て任命する制度となりました。

また、農業委員の選挙人名簿も作成
しないことになりましたので、例年12
月に農業經營者及び農業生産法人に配
布していた選挙人名簿登載申請に関する
ご案内は、今年から配布されません。
※お問い合わせは、農業委員会農業振
興担当(☎214298)まで

せんが、届出がないと次年度から適正
な課税ができなくなってしまいます。
※お問い合わせは、町民課固定資産税
担当(☎214294)まで

高齢者を狙う詐欺に ご注意を！

具体的には、証券会社を装った男か
ら「証券を買いたいので名義を貸して
ほしい」と電話の後、弁護士役の男から
「名義貸しは違法です。お金を用意しな
ければ、あなたの財産を差し押さえた
り、家族に迷惑がかかる」などと言葉巧
みに現金を郵送させ、現金をだましと
るという手口の劇場型勧誘詐欺が発生
しています。

複数の登場人物が現れ、まるで演劇
のようにそれぞれの役を演じて高齢者
をだまし、現金を郵送させる詐欺的な
手口です。

電話やパンフレットによる投資詐
儲け話はとても危険ですので、不審な
電話や訪問があつた場合は必ず家族
に相談したり、詐欺を疑つてください。

※お問い合わせは、町民課生活環境担
当(☎214294)まで

お知らせ 掲示板!

○期間 平成26年11月1日～	◆申出者氏名 自衛隊帯広地方協力本部
◆利用目的の概要 防衛医科大学校の生徒並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒に関する募集事務	◆閲覧年月日 平成27年4月20日
◆閲覧に係る住民の範囲 町内全地区	(51件)
◇申出者氏名 一般社団法人中央調査社	◇利用目的の概要 第7回勤労生活に関する調査
◇閲覧年月日 平成27年10月28日	◇閲覧に係る住民の範囲 字上士幌地区(19件)
※お問い合わせは、町民課総合窓口戸籍年金担当(☎214294)まで	

★上士幌町役場 ☎2-2111(代表)
★十勝総合振興局(旧土木現業所、旧保健所を含む)
☎0155-24-3111(代表)

※お問い合わせに記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。
※帯広市及び、帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

帯広警察署からのお願い

「社会に広げよう被害者支援の輪」

警察では、事件や事故の被害に遭われた方や、家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方などの相談を受け付けています。

または重傷病を負った被害者や遺族の方への、国の給付金制度もあります。

※お問い合わせは、帯広警察署犯罪被害者支援係(☎2510110)、釧路被

害者支援相談室(民間支援団体)(☎216002)まで



凍結注意

《凍結した場合の連絡先》

- ▶佐藤設備工業 ☎2-2273
- ▶塙田設備工業 ☎2-3031
- ▶熊谷設備工業 ☎2-4232

【上水道】

家を空ける時は、必ず不凍栓で水を落としてください。特にボイラーは凍結しやすいため、凍結防止のため必ずお湯を抜きましょう。

【下水道】

長期間、留守にする際は、水洗トイレの凍結に注意してください。ご不明な点は、排水設備設置業者にご相談ください。

※お問い合わせは、建設課上水道担当・下水道担当(☎2-4297)まで

～事業主と従業員の皆様へ～

個人住民税(町民税・道民税)の『特別徴収義務者』の指定を実施します

道内各市町村と北海道では、給与所得者の利便性の向上を推進するとともに、地方税法に基づく適切な課税と徴収を行うため、個人住民税の特別徴収未実施の事業主の皆様に、共同して『特別徴収義務者』指定の取り組みを実施しています。

上士幌町においても、特別徴収の要件に該当する事業主の皆様を対象に、平成28年度から順次、個人住民税の『特別徴収義務者』指定を実施していくことになりました。

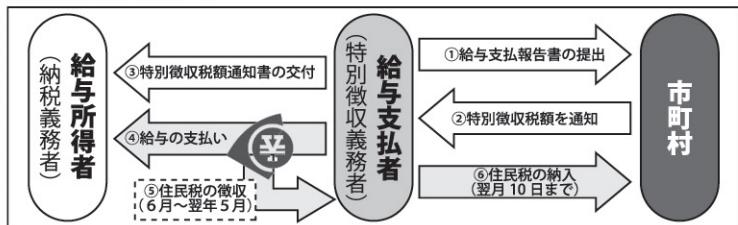
※給与所得者の個人の市町村民税・道民税(一般的に「住民税」と呼ばれます。)は、原則、給与から住民税額を差し引いて、市町村に納入する「特別徴収」の方法が、法律により定められています。(地方税法第321条の4)

【特別徴収とは】

事業主の皆様が、市町村から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与支払いをする際に従業員の個人住民税を引き去りして、翌月10日までに納入していただく方法です。

個人住民税はあらかじめ毎月の納入額が決まっているため、所得税のように、事業主の皆様が税額を計算する必要はありません。さらに、従業員の皆様にとっても、1回あたりの納税額が少なくなり、自分で金融機関等に足を運ぶ手間がなくなります。

【特別徴収の流れ】



※お問い合わせは、町民課賦課担当(☎2-4294)まで

国民年金インフォメーション

お問い合わせ先：町民課戸籍年金担当（☎2-4294）まで

離婚時の年金分割について

離婚後2年以内に請求手続きをお願いします

「離婚分割」は、離婚等をした際に厚生年金保険の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度で、平成19年4月1日から実施された「合意分割制度」と平成20年4月1日から実施された「3号分割制度」があります。

請求手続きは年金事務所で行うことになりますが、原則として離婚後2年を過ぎるとできなくなっていますのでご注意ください。

◆「合意分割制度」とは

お二人からの請求により婚姻期間中の厚生年金保険の保険料納付記録（標準報酬）を分割できる制度です。離婚当事者は、分割することと、その按分割合について合意した上で厚生年金保険の分割請求手続きを行います。

◆「3号分割制度」とは

国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月以降の婚姻期間中の国民年金第3号被保険者期間中における相手方の保険料納付記録を、2分の1ずつ分割できる制度です。

まずは年金事務所（☎0155-25-8113）へお問い合わせください。

♣住宅用火災警報器を設置しましょう

目指せ設置率『100%』

平成22年4月から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

住宅用火災警報器の設置が義務化になりましたが、未だに設置されていない住宅があります。火災から大切な家族や自分自身の命を守るために、地域の安心・安全を守るために、『今』できることを実施しましょう。

死者数・被害が大きく違います！

◆住宅火災100件あたりの死者発生件数を比べると、住宅用火災警報器設置ありの住宅に比べ、設置なしの住宅は、死者発生件数が1.8倍違います。

◆住宅火災1件あたりの平均焼損床面積を比べると、設置なしの住宅に比べ、設置ありの住宅は約3分の1の焼損となっています。平均損害額を比べても、設置ありの住宅は約3分の1の損害額となっています。

住宅火災による死者数の5割以上は「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。もっと早く火災の発生に気付いて逃げることができれば、助かった方多かったのではないかと推測されます。

住宅火災から大切な命を守るために、1日も早く設置しましょう！

防火管理 ~私たちの取り組み ▶ アイス工房ドリーム



私たちは、酪農に対して一人でも多く関心を持っていただくと同時に、酪農に親しんでもらえることを理念として、2013年にアイス工房ドリームを開業しました。

工房では、搾りたての新鮮なミルクを使ってジェラートを製造し、全国の方へお届けしています。また店舗内はカフェスペースを設け、多彩なスイーツやピザ、パスタ等、さまざまなメニューを安心してお客様に楽しんでいただけるよう心がけております。その一環として、従業員の避難訓練、消防用設備の維持管理や点検等、防火・防災対策についても積極的に取り組んでいます。

これからも、酪農業の発展とともに、生産、加工、販売を通して乳製品び食文化の発展に貢献していきたいと思います。

火の用心

平成27年10月31日現在の出場状況

- ◆火災出動 6件（うち10月0件）
- ◆救急出場 207件（うち10月26件）

※お問い合わせは、上士幌消防署予防第1係（☎2-2519）まで

